

保護者の皆様へ

## 緊急事態宣言の延長に伴う登園自粛のお願い

平素はひいらぎ保育園の保育活動にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

政府からの緊急事態宣言を受け、保護者の皆様には登園自粛のお願いを行っているところでございます。皆様のご理解とご協力により現在 20%前後の出席率となっております。ご協力誠にありがとうございます。

東京ではこのところ感染者数が少し減ってきているようです。少しずつ「STAY HOME」の効果が始まってきたところかもしれませんが、しかしながら、ここで気を抜いてしまえば流行を抑えることはできず、更なる蔓延を引き起こす可能性が高いと思われます。報道では政府は緊急事態宣言について延長する方針のようです。連休明け前には発表があるということです。また本日、板橋区の方から緊急事態宣言における登園自粛要請についての文章が緊急メールにて送られました。そこでひいらぎ保育園からも、

**緊急事態宣言が延長になった場合は引き続き登園自粛を強く強く  
お願いいたします。**

また、連休中にご家族の中で発熱等によりPCR検査を受けた場合や新型コロナウイルス感染症を発症した場合は必ず保育園までお知らせください。連休中の連絡先は下記メールアドレスまたは園長携帯電話までお願いいたします。

ひいらぎ保育園メールアドレス [hiiragi@hoiku.net](mailto:hiiragi@hoiku.net)

園長携帯電話 090-1457-3383

登園自粛の要請については今一度、下記の内容をご確認頂きご協力をお願いいたします。

- 今回の登園自粛要請は緊急事態宣言が解除されるまでとします。
- できうる限りお仕事は原則としてお休みし、保育園もお休みして外出の自粛もお願いいたします。(感染拡大を防ぐには唯一の手段です)
- テレワーク、産休、育休等、保護者のいずれかが在宅の場合は**登園しない**

で下さい。

- お仕事をお休みするために保育園からの登園自粛依頼証明書等、が必要な場合にはお申し出下さい。
- 保育園の園児や関係者が新型コロナウイルスに罹患した場合及び地域で感染が拡大している場合は保育園を一時的に臨時休園する場合があります。
- 引き続き登園自粛にご協力いただき、登園をお休みした場合については、保育料を日割り計算により減額、同一月中に1日も登園しなかった場合は、全額免除されます。手続きの詳細については、板橋区ホームページ等に掲載されます。
- どうしてもお休みできず、登園を希望するときは事務所までお知らせ下さい。登園した場合もできる限り保育時間を短時間として下さい。  
尚、医療・福祉関係やライフライン関係に従事されている方々でお休みできない場合はご遠慮なくお申し出下さい。  
登園希望がある場合は、「出欠表」を事務所でお渡ししますのでご記入の上、ご提出下さい。

### ☆登園する場合の注意事項

- 登園する場合は、ご自宅でこどもと共に保護者の皆さんも検温をお願いします。
- 前日に発熱（微熱も含む）があった場合は経過観察としてお休みください。また、ご家族に発熱者があった場合もお休みください。
- 登降園の際は保護者の皆さんもマスクの着用をお願いします。
- 送迎の際、必ずポラリエットでの手洗いをお願いします。
- 保育園では換気や手洗い等は徹底しておりますが、保育園はこども達にとってはどうしても濃厚接触の場になってしまうことはご理解ください。

お仕事等で大変なところもあると思われますが、新型コロナウイルス感染症の流行を防ぐために我々ができることは外出を自粛し人との接触を可能な限り少なくすることしかないと思います。これまでの数週間で出始めた自粛の効果さをさらに良いものにできるか、台無しにしてしまうか、これからの数週間にかかっていると思います。

新型コロナウイルス感染症を抑え込むために登園自粛のご協力を何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和2年4月30日  
ひいらぎ保育園  
園長 小原章